

冠婚葬祭互助会、 契約する際はよく確認を！

＜今回の相談事例＞

20年以上前に1口24万円の冠婚葬祭互助会の契約をし、すでに満期になっているが、サービスは一度も利用していない。お金が必要な事情ができたので、解約しようとしたところ、4万円の解約料を差し引いて返金すると言われた。20年以上前の契約なので、契約書は手元に残っていないが、納得できない。
(70代女性)

【アドバイス】

●「冠婚葬祭互助会」とは・・・

冠婚葬祭互助会とは、一定の掛け金を一定期間にわたって毎月支払い、積み立てた金額を結婚式や葬儀の際のサービス費用の一部に充当して負担を軽くするものです。

●サービスを利用せずに解約する場合には解約手数料がかかります。

積立金は、預貯金とは異なり、利息は付かず、満期になっていても、冠婚葬祭のサービスを利用せずに解約する場合には、解約手数料が差し引かれ、積立金額よりも少ない金額しか返金されません。

●契約する際は、契約内容をよく確認しましょう。

冠婚葬祭互助会解約時のトラブルに関する相談が多く寄せられています。契約する際は、契約先の業者の冠婚葬祭サービスを利用する可能性があるかをよく検討し、約款などもよく確認しましょう。また、契約書は大切に保管しておきましょう。

●困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう！

二セ電話詐欺に要注意！

戸畑【ウエルとばた7F】	☎861-0999
門司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188いやや!(あなたの地域の消費生活センターにつながります)
福岡県警察相談窓口 ☎ #9110(24時間対応)



まもりん



まもりん